

令和8年度 高齢者ふれあいサロン支援事業(助成金)のご案内

※この事業は、赤い羽根共同募金配分金の一部を活用し、実施しております。

■助成金の内容について

《目的》 この助成金は、地域で展開している高齢者ふれあいサロン（以下、サロンとする）の運営に対して援助を行い、一層の活動推進に寄与することを目的としています。

《対象団体》 この助成金の交付対象は、稲沢市において登録されているサロンになります。

《対象経費》 助成金はサロンの運営に関する経費を対象とします。

ただし、次の経費は対象となりません。

(1) サロン運営者間の互助活動、またはそれに類する目的の事業にかかる経費

(2) 不動産購入にかかる経費や人件費

(3) その他、事業経費として不相当と本会会長が認める経費

《助成額》 サロンを1回開催することにつき、1,000円助成します。

また、1サロンあたり年間24回までを限度とします。

【例】◎ 年間12回サロンを開催する予定の場合には、

1,000円×12回=12,000円の助成額となります。

◎ 年間36回サロンを開催する予定の場合には、

1,000円×24回・上限=24,000円の助成額となります。

■助成金の申請から交付までの流れ

| ①申請 | ②書類審査 | ③助成金の請求 | ④助成金の交付 |
|--------------------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|---------------------------------------|
| 助成金を希望される団体は、「申請書」を社会福祉協議会へ提出してください。 | 助成額の決定後、社会福祉協議会から申請団体へ「決定通知書」を送付します。 | 助成金交付決定団体は、「交付請求書」を社会福祉協議会へ提出してください。 | 「交付請求書」の提出を受けた30日以内に、交付金を指定口座に振り込みます。 |

■活動報告について

年度内での活動を終了しましたら、「完了報告書」を提出していただきます。

なお、「完了報告書」の提出により、サロンの開催実績回数が申請時計画回数から減少したことが確認されたときには、本会会長は「助成金返還命令通知書」を当該サロンへ速やかに通知し、該当する助成金の返還を求めます。また、サロンの開催実績回数が申請時計画回数より増加している場合の増額助成は行いませんのでご承知おきください。

《高齢者ふれあいサロン支援事業助成金に関するお問い合わせ先》

社会福祉法人稲沢市社会福祉協議会 地域福祉グループ

稲沢市稲府町1番地 稲沢市役所東庁舎1階 TEL0587-23-6713

